

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鈴鹿市	国府地区	令和3年1月27日	令和3年1月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	402ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	235ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	118ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	78ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	28ha
(備考)本地区は、認定農業者等の担い手を中心とした、水稻・露地野菜・花木の栽培が主である。	

2 対象地区の課題

中心経営体の高齢化が進み、後継者の確保も困難であることから、遊休農地の増加が懸念される。 分散・錯綜した農地利用なので作業効率が悪い。 狭小なほ場、水量不足、狭い農道、排水が悪いなど、耕作条件の悪い農地が多く、借り手がない。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
中心経営体と土地所有者とで話し合いを行い、農地の集積・集約化を進めることで、作業効率を上げ、引き受け可能な農地の面積を増やす。
農地を貸付けたい地権者の意向を取りまとめ、中心経営体への農地の集積・集約化を効率的に行う組織作りを進める。地権者は可能な限り、中心経営体への農地の集約化に協力する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、678筆、60haとなっている。
農地中間管理機構の活用方針 永年性作物を栽培する畑地では、集約化は困難であるが、経営規模を拡大する意向がある中心経営体には、農地中間管理機構の制度を活用し農地を集積し、遊休農地の発生を未然に防ぐよう努める。また、利用権設定されていない農地が多いため、安定した農業経営のためにも、権利設定を進める。
鳥獣被害防止対策の取組方針 本地区での鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、国府地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。